

農 計 第 6 1 号
平成 23 年 4 月 25 日

各 市 町 村 長 様

岩手県農林水産部農村計画課総括課長
(公印省略)

農業農村整備事業実施計画策定要綱及び要領の一部改正について
このことについて、東北農政局から下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。
記

1 趣旨

農業農村整備事業の実施計画に当たっては、「農業農村整備事業実施計画策定要綱」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 150 号農林水産事務次官依命通知)及び「農業農村整備事業実施計画策定要領」(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 151 号農林水産省農村振興局長通知)に基づき策定を行ってきたところですが、平成 23 年度に戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業が創設されたことから、これに伴う所要の改正が行われたものです。

2 主要改正点

(1) 実施計画の対象事業の改正

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業の創設に伴い、実施計画の対象地区が前記事業のうち農地整備事業に係る地域となったこと。

[実施計画の対象事業の新旧対照表]

改正前	改正後
経営体育成基盤整備事業	農地整備事業 (経営体育成型)
耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	削除
畑地帯総合整備事業	農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 農地整備事業 (畑地帯担い手支援型)
地域用水環境整備事業	削除
水質保全対策事業 (一般型)	削除

(2) 実施計画の策定主体の改正

これまで、策定主体は都道府県及び市町村とされていましたが今回、都道府県のみ
に改正された。

3 要綱及び要領の添付省略について

改正後の要綱及び要領は、岩手県農林水産部農村計画課・農村建設課のホームページ
「要綱要領」からダウンロードできますので、添付を省略します。

<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=586&ik=3&pn=17&pn=64&pn=586>
(県ホームページの“組織から探す”で農村計画課を選択してもアクセス可能です。)

調査計画担当：佐々木
TEL：019-629-5666
Mail:shingo-sasaki@pref.iwate.jp